

ETCコーポレートカードの利用に係る走行明細データの有料提供サービスに関する特約

(目的)

第1条 本特約は、ETCコーポレートカード利用約款（以下「約款」といいます。）に基づき東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」といいます。）が発行するETCコーポレートカード（以下「カード」といいます。）の利用を承認された者（以下「契約者」といいます。）が、当該契約者に毎月請求される後納料金（約款第2条第1項第12号に同じです。）のうち三会社分の後納料金について、その算出の根拠となったカードの利用に係る走行明細情報の電磁的な記録（以下「明細データ」といいます。）の提供を受けることを希望する場合に、窓口会社（約款第3条第2項に同じです。）が、契約者に対して、有料にて毎月の明細データを提供するサービス（以下「データ提供サービス」といいます。）の手続き、方法及び手数料等に関し、必要な事項を定めるものです。

(本特約の適用)

第2条 本特約に使用する用語は、本特約において別途定めがある場合を除き、約款の定めと同義に用いることとします。

- 2 本特約は、契約者が、データ提供サービスを利用する場合に適用されます。
- 3 本特約と約款の定めが異なる場合には、本特約が優先して適用されます。
- 4 本特約に定めのない事項については、約款の定めによることとします。

(データ提供サービスの利用申込み)

第3条 データ提供サービスの利用を申し込む契約者は、本特約の内容を承諾のうえ、データ提供サービス利用申込書（データ特約様式1。以下「申込書」といいます。）を、当該契約者がカードの利用申込みを行った窓口会社の支社（以下「取扱窓口」といいます。）に提出して下さい。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、契約者のデータ提供サービスの利用申込みを受け付けることはできません。

- 一 契約者が、過去において第8条第3項各号のいずれかに該当することにより、データ提供サービスの利用を中止されたことがある場合で、窓口会社が、当該契約者のデータ提供サービスの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき
- 二 その他窓口会社が、データ提供サービスの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき

3 窓口会社は、契約者が提出した申込書の内容を確認の上、これを受け付けた場合には、窓口会社所定のデータ提供サービスの利用申込みを受け付けたことを証する書類を発行することにより、契約者がデータ提供サービスを利用することを承認します。

(データ提供サービスの方法)

第4条 窓口会社は、データ提供サービスの利用を承認された契約者（以下「利用契約者」といいます。）の毎月の明細データを、明細データフォーマット仕様（データ特約別表1）に従い作成のうえ、毎月20日までに、当該利用契約者あて送付いたします。（ただし、利用契約者に提供すべき

明細データが存しない月は、明細データの送付はいたしません。）

- 2 利用契約者は、データ提供サービスを利用するために必要な機器及びソフトウェアを、自己の負担において準備するものとします。窓口会社は、利用契約者が選択して使用する機器やソフトウェアに対し、何ら責任を負わないものとします。
- 3 窓口会社は、利用契約者に対し、明細データを、カードの利用状況の確認、管理その他カードの利用に付随する事務のために利用する権利を許諾いたします。利用契約者は、明細データについて、これ以外のいかなる権利も取得するものではありません。
- 4 データ提供サービスを利用すること又は明細データを利用することにより生じる一切の責任は、利用契約者に負っていただきます。

(明細データの再提供)

第5条 利用契約者は、明細データの再提供を依頼する場合は、明細データ再提供依頼書（データ特約様式2）を取扱窓口あて提出して下さい。ただし、再提供を依頼できる明細データは、再提供の依頼をする日の属する月の前月又は前々月の明細データに限ります。

2 前条の定めは、明細データ送付の期日に関する定めを除き、窓口会社が利用契約者に対し、明細データの再提供をする場合について準用します。

(データ提供手数料)

第6条 利用契約者は、窓口会社から明細データの提供又は再提供を受けたときは、データ提供手数料として、データ特約別表2に定める金額を窓口会社にお支払い下さい。

2 窓口会社は、前項に定めるデータ提供手数料を、データ提供サービスを行う月の後納料金等の請求にあわせて、約款第17条第1項に定める後納料金等請求書により利用契約者に請求します。

3 利用契約者が、データ提供手数料の支払いを行う場合は、約款第17条第4項及び第5項を準用するものとします。

4 データ提供手数料は、後納料金等と同義であるとみなし、約款第18条第1項、同条第2項、約款第19条第1項及び約款第20条第1項の規定を準用することとします。

5 三会社は、データ特約別表2に定めるデータ提供手数料の改定を行うことができるものとします。ただし、この場合、三会社は、当該改定の3箇月前までに利用契約者に対し通知するものとします。（法改正に基づく消費税等相当額の改定に伴いデータ提供手数料を改定する場合は、この限りではありません。）

(変更の届出)

第7条 利用契約者は、データ提供サービスについて、窓口会社あて申し込んだ内容に変更がある場合は、データ提供サービス変更届（データ特約様式3）により、取扱窓口あて、その内容を速やかに届け出てください。利用契約者が申込み内容の変更の届出を遅滞したこと、又は適切に行わなかったことにより生じる一切の責任は、利用契約者に負っていただきます。

(データ提供サービスの利用の中止等)

第8条 利用契約者は、データ提供サービスの利用を中止する場合は、データ提供サービス中止届（データ特約様式4）により、データ提供サービスの利用を中止する月の前月末日までに、取扱窓口あて届け出てください。

2 利用契約者が前項の中止の届出を遅滞したこと、又は適切に行わなかったことにより生じる一切の責任は、利用契約者に負っていただきます。

3 窓口会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに無催告で、データ提供サービスを中止することができます。

- 一 利用契約者が、明細データを改ざんしたとき
- 二 利用契約者が、明細データを約款に違反する行為に利用したとき
- 三 利用契約者が、約款に基づく契約者たる資格を有しなくなったとき
- 四 利用契約者が、第6条に定めるデータ提供手数料を支払わないとき
- 五 利用契約者が、利用契約者として不適当な行為をおこなったとき
- 六 その他窓口会社が、利用契約者に対しデータ提供サービスを行わないことが適当であると認めるとき

(免責事項)

第9条 三会社は、次の各号に該当するときは、そのため生じた損害について責任を負いません。

ただし、三会社のいずれかの故意又は重過失に起因する場合はこの限りではないものとします。

- 一 提出書類の不備、届出事項の誤り、郵送上の事故その他三会社の責によらない事由により、データ提供サービスが遅延し、又は不能となったとき。
- 二 通信機器、回線及び電子計算機等の障害、電話の不通その他三会社の責によらない通信手段の障害等により、データ提供サービスが遅延し、又は不能となったとき。
- 三 災害、事変その他三会社の責によらない事由により、データ提供サービスが遅延し、又は不能となったとき。
- 四 三会社の責によらない郵送上の事故、盗難又は亡失等により、利用契約者又はそのカード利用者の名前、住所、カード番号又はカードの利用に関する情報が漏洩したとき。

(本特約の改定)

第10条 三会社は、本特約を改定することがあります。

2 前項の場合において、三会社は、改定内容又は改定後の特約をあらかじめ書面その他の方法により利用契約者あて通知します。当該通知により三会社が指定した改定後の特約の適用開始日以降に、利用契約者がデータ提供サービスを利用した場合、当該改定内容を承諾したものとみなします。

3 利用契約者は、改定後の特約を承諾できない場合、第8条の定めに従いデータ提供サービスを中止することができます。

附 則

この特約は、令和元年10月1日から施行します。

データ提供サービス利用申込書

高 速 道 路 株 式 会 社

長 殿

私は、ETCコーポレートカードの利用に係る走行明細データの有料提供サービスに関する特約の内容を承諾のうえ、データ提供サービスの利用を申し込みます。

①申込年月日	年 月 日
②お と ころ	(ふりがな) 〒
③お 名 前	(ふりがな)
	印
	お客様番号 (-)
④電 話 番 号	- -
⑤送 付 先	(ふりがな)
	〒
	TEL - -

(注)⑤…②④と異なる場合のみ記入して下さい。

※窓口会社使用欄 (お客様はご記入しないで下さい。)

台帳番号			
	受 付	登 録	
担当者印			
日付 (年)	/	/	

明細データ再提供依頼書

年 月 日

高速道路株式会社

長 殿

お客様番号(—)
お客様の おところ お名前 ^(※)
TEL
印

(※) 法人でお申込みの場合は、法人名及び代表者名を記入して下さい。

私は、 年 月分の明細データについて、下記事由により必要としますので、再提供を依頼いたします。

記

再提供を必要とする理由

※窓口会社処理欄（お客様はご記入しないで下さい。）

受付処理年月日： 年 月 日

データ提供サービス変更届

年 月 日

高速道路株式会社

長 殿

お客様番号()
お客様の おところ お名前 ^(※)
TEL
印

(※) 法人でお申込みの場合は、法人名及び代表者名を記入して下さい。

私は貴社に届け出たデータ提供サービスの利用に係る登録内容等に変更がありましたので、下記のとおり変更していただきたく届け出いたします。

記

①変更事項	・ 送付先 ・ その他 ()
②変更内容	変更前
	変更後

※窓口会社処理欄（お客様はご記入しないで下さい。）

変更処理年月日： 年 月 日

データ提供サービス中止届

年 月 日

高速道路株式会社

長 殿

お客様番号()
お客様の おところ お名前 ^(※)
TEL
印

(※) 法人でお申込みの場合は、法人名及び代表者名を記入して下さい。

私は 年 月 (年 月分の明細データ) から、データ提供サービスの利用を中止したいので、届け出いたします。

※窓口会社処理欄 (お客様はご記入しないで下さい。)

中止処理年月日 : 年 月 日

データ特約別表1（その1）

【ETCコーポレートカードの利用に係る走行明細データの有料提供サービスに関する特約（別表1（その1））】

明細データフォーマット仕様

○メディア情報（CD-R）

対応OS : Windows及びMacOS
 物理フォーマット : CD-ROM
 ボリューム名 : OTMEISAI
 最大記憶容量 : 650MB

○ファイル情報

ファイル名 : OTMEISAI.txt
 レコード長 : 150バイト（CR, LF含む）
 ファイル終了条件 : EOFコード無し

○項目説明

番号	項目名	属性	桁数	内容
1	お客様番号	9	10	請求書記載のお客様番号
2	カード番号	9	15	利用したETCコーポレートカード番号
3	組合員番号	9	5	組合員の識別番号（個人・法人の場合は「00000」）
4	利用日付	9	8	利用年月日（年は西暦・yyyymmdd）
5	路線	9	3	利用路線（当分の間、頭1桁は「0」）
6	入口IC番号	9	5	入口IC番号
7	入口IC名	N	10	入口IC日本語名称（漢字はJIS第一・第二水準内を使用）
8	出口IC番号	9	5	出口IC番号
9	出口IC名	N	10	出口IC日本語名称（漢字はJIS第一・第二水準内を使用）
10	車種	9	2	利用車種のコード（当分の間、頭1桁は「0」）
11	通行料金	9	6	道路を利用した料金
12	高速料金	9	6	通行料金のうち、高速国道利用分の料金
13	一般道料金	9	6	通行料金のうち、一般有料道路利用分の料金
14	公社料金等	9	6	通行料金のうち、三公社が管理する以外の道路利用分の料金
15	割引有無区分	9	2	大口・多頻度割引適用の有無 00:通常（割引対象）/01:割引停止/02:車両不一致
16	区分1	9	1	通行止め又は、一時退出による通行料金の調整の有無 0:なし/1:あり
17	区分2	9	1	工事迂回による調整適用有無 0:なし/1:あり
18	区分3	9	1	1:なし
19	区分4	9	1	深夜割引適用有無 0:あり/1:なし
20	区分5	9	1	名古屋高速道路公社の夜間、日曜・祝日割引適用有無 0:あり/1:なし/2:名古屋高速道路公社以外の道路公社の特別割引
21	区分6	9	1	名古屋高速道路公社の路線バス割引適用有無 0:あり/1:なし/2:名古屋高速道路公社以外の道路公社の路線バス割引
22	区分7	9	1	0:なし
23	区分8	9	1	0:なし/1:ETC2.0割引/4:休日割引（30%）/8:特別区間割引/9:試行割引
24	区分9	9	1	0:なし/3:アクアライン割引/4:広呉連続利用割引/8:ETC通常（第二京阪割引料金調整含）
25	区分10	9	1	0:なし/1:平日朝夕割引対象走行/2:平日朝夕割引（30%）/3:平日朝夕割引（50%）/4:特別区間割引（平日朝夕走行回数カウント対象）/5:ETC2.0割引（平日朝夕走行回数カウント対象）/7:外環道迂回利用割引又は大阪都心流入割引
26	区分11	9	1	追加区分用ダミー（当分の間、ZERO）
27	区分12	9	1	追加区分用ダミー（当分の間、ZERO）
28	区分13	9	1	追加区分用ダミー（当分の間、ZERO）
29	区分14	9	1	追加区分用ダミー（当分の間、ZERO）
30	区分15	9	1	追加区分用ダミー（当分の間、ZERO）
31	区分16	9	1	追加区分用ダミー（当分の間、ZERO）
32	区分17	9	1	追加区分用ダミー（当分の間、ZERO）
33	区分18	9	1	追加区分用ダミー（当分の間、ZERO）
34	区分19	9	1	追加区分用ダミー（当分の間、ZERO）
35	区分20	9	1	追加区分用ダミー（当分の間、ZERO）
36	ダミー	X	1	スペース
37	大口多頻度割引対象額	9	6	大口多頻度割引対象額（高速国道・一般有料道路合算）
38	ダミー	X	2	スペース
39	CR	X	1	改行コード（0x0D）
40	LF	X	1	改行コード（0x0A）

※属性凡例

9: 半角数値項目（ASCIIコード）

X: 半角英数字項目（ASCIIコード）

N: 全角日本語項目（Shift-JISコード）

データ特約別表 1 (その3)

大口・多頻度割引制度 ETCコーポレートカード利用明細CD-Rフォーマット仕様
(利用明細に係る補足情報データフォーマット仕様)

○メディア情報 (CD-R)

対応OS : Windows及びMacOS
物理フォーマット : CD-ROM
ボリューム名 : OTMEISAI
最大記憶容量 : 650MB

○ファイル情報

ファイル名 : OTINFO.txt
レコード長 : 200バイト (CR, LF含む)
ファイル終了条件 : EOFコード無し

※走行明細データと同一メディアに収録

○項目説明

番号	項目名	属性	桁数	内容
1	お客様番号	9	10	請求書記載のお客様番号
2	組合員番号	9	5	組合員の識別番号 (個人・法人の場合は「00000」)
3	請求年月	9	6	請求年月 (年は西暦・yyyymm)
4	カード単位管理番号	9	14	カード単位集計用の管理番号 (通常は利用カード番号の上14桁。月途中のカード再発行に伴い複数のカード利用額を合算してカード利用額を算出している場合においては、カード単位集計における基本カード番号の上14桁。また、ETC別納カード継続利用の場合は、別途管理番号を設定)
5	通行料金 (カード単位合計)	9	10	道路を利用した料金のカード単位での合計額
6	路線バス割引対象額 (高速道路)	9	10	カード単位での高速道路利用額のうち、路線バス割引の対象額
7	ダミー	X	10	スペース
8	路線バス割引額 (高速道路)	9	10	上記「路線バス割引対象額 (高速道路)」に対する高速道路の割引額
9	ダミー	X	10	スペース
10	車両単位割引対象額 (高速道路)	9	10	カード単位での高速道路利用額のうち、大口・多頻度割引 (車両単位割引) の対象額
11	車両単位割引対象額 (一般有料道路)	9	10	カード単位での一般有料道路利用額のうち、大口・多頻度割引 (車両単位割引) の対象額
12	車両単位割引額 (高速道路)	9	10	上記「車両単位割引対象額 (高速道路)」に対する高速道路の車両単位割引額
13	車両単位割引額 (一般有料道路)	9	10	上記「車両単位割引対象額 (一般有料道路)」に対する一般有料道路の車両単位割引額
14	調整額符号	X	1	符号 +: プラス金額 / -: マイナス金額
15	調整金額	9	10	カード単位の調整額
16	請求額符号	X	1	符号 +: プラス金額 / -: マイナス金額
17	請求金額	9	10	カード単位の請求額
18	集計対象カード番号 1	9	15	通常は利用カードの番号。月途中のカード再発行に伴い複数のカード利用額を合算してカード利用額を算出している場合においては、合算対象となるカードの1つ目を表示。
19	集計対象カード番号 2	9	15	月途中のカード再発行に伴い複数のカード利用額を合算してカード利用額を算出している場合においては、合算の対象となるカードの2つ目を表示。その他は、ZERO
20	集計対象カード番号 3	9	15	月途中のカード再発行に伴い複数のカード利用額を合算してカード利用額を算出している場合においては、合算の対象となるカードの3つ目を表示。その他は、ZERO
21	ダミー	X	6	スペース
22	CR	X	1	改行コード (0x0D)
23	LF	X	1	改行コード (0x0A)

※属性凡例

9: 半角数値項目 (ASCIIコード)
X: 半角英数字項目 (ASCIIコード)
N: 全角日本語項目 (Shift-JISコード)

データ提供手数料

走 行 件 数	データ提供手数料の金額
1 件から 15,000 件まで	5,238 円
15,001 件から 25,000 件まで	10,476 円
25,001 件から 50,000 件まで	15,714 円
50,001 件から 75,000 件まで	20,952 円
75,001 件以上	26,191 円

※明細データ提供 1 回当たりの手数料金額。消費税等相当額を含みます。